

平成24年度第1回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

- 開催日時及び場所 平成24年5月31日(木) 10時～12時 造幣局会議室
- 委員 相原 隆 (関西学院大学法学部 教授)
 谷口勢津夫 (大阪大学大学院高等司法研究科 科長)
 松川 正毅 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授)
 森山 潔 (独立行政法人造幣局 監事)
 和田 馨 (独立行政法人造幣局 監事)
- 委員長 委員の互選により松川委員が委員長に決定
- 審議対象 1) 「随意契約等見直し計画」(平成22年5月)の実施状況
 2) 平成23年度下半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し
 ・平成23年度下半期における「競争性のない随意契約」 7件
 ・平成23年度下半期における「一者応札・一者応募契約」26件
 計33件
 3) 2か年度連続して一者応札・応募となった案件 14件
- 委員からの意見・質問、それに対する回答等
 下記のとおり
- 委員会による意見の具申又は勧告の内容
 2か年連続して一者応札・一者応募となった契約のうち3件(内1件は前回審議分)(すべて貨幣材料(青銅鑄塊)の調達)について、引き続き公告等により新規業者の開拓に向け努力されたいとの指摘があった。

意見・質問	回答
<p>『「随意契約等見直し計画」の実施状況』について</p> <p>(電話交換設備点検調整作業について) 少額随契で実施しているのに、「競争入札に移行」とした計画どおり実施済みという表記はわかりづらいのではないか。</p> <p>実態が変わってくれば、見直し計画自体を見直すことも必要ではないか。</p>	<p>金額的に下がったため少額随契となったが複数者から見積書を取り実質的な競争性は確保されている。表記については正確を記すため脚注表示を行うなど今後検討したい。</p> <p>ご指摘の趣旨は理解するが、見直し計画自体は平成20年度の契約実績を追跡調査する内容となっている点をご理解願いたい。</p>

(公募について)

公募というのは決定手続きではなく、相手を探す手続きで、1者しか応募がないと随契になって、複数者応募があれば、競争的手続きに移行するという事か。

『平成23年度下半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し』について

(不落随契について)

一般競争入札が不落となった場合には、一般競争入札を随意契約に切り換えることができるというのは内部の規定か法律の規定か。

(英国銀貨幣について)

「英国銀貨幣」は随意契約の新規案件ではないのか。

『2か年連続して一者応札・応募となった案件のフォローアップ』について

(青銅鑄塊について)

半製品の状態で納品するとリスク負担の関係で参加しにくいとのことだが、製品化した状態で納品させるなどの契約の仕組みの問題ではないか。

(業者等からの聴き取りについて)

マーケットの調査というのは不可避・不可欠な手続きではないか。業者等からの聴き取りを充実させる必要があるのではないか。

そのとおりである。

内部の規定であるが、国の規定と同様の考え方で作ったものである。

英国造幣局から貨幣を購入するのは初めてだが、「外国貨幣」という点では、以前から他国の造幣局から貨幣を購入しているので類型としては継続性があり、新規案件ではないと考えている。

競争促進の観点からは、おっしゃるとおりだが、作業スケジュールなど造幣局全体の効率的運営ということを考えて半製品でも購入している。ただ、今後は固定観念にとらわれず、柔軟に考えていきたい。

窓口の担当者としての経験上の知見・感覚から、聴き取るまでもなく判断していたことも否めない面もあり、今後改善していきたい。

『競争性のない随意契約の新規案件に関する取扱い』について

(契約監視委員会の事前聴取について)

競争性のない随意契約について、新規案件があった場合には事前に意見聴取とあるが委員会の臨時開催もあり得るのか。

内部委員である監事に事前にお諮りしながら、必要に応じて個別にご説明するなどケースバイケースで対応していきたい。